

議案第1号

宇都宮都市計画公園の変更

6・5・001号 栃木県総合運動公園

(栃木県決定)

宇都宮都市計画公園の変更（栃木県決定）

都市計画公園中 6・5・001 号栃木県総合運動公園を 6・6・001 号栃木県総合運動公園に名称を改め、次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
運動公園	6・6・001	栃木県 総合運動公園	宇都宮市西川田 2 丁目 西川田 4 丁目 西川田 6 丁目 西川田 7 丁目 緑 5 丁目 今宮 4 丁目	約 71.1 ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

スポーツ・レクリエーション拠点として、隣接するうつのみや競馬場跡地などと一体となった総合スポーツゾーンの整備を図るため、本案のとおり変更するものである。

宇都宮都市計画公園

変 更 対 照 表

変更後

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
運動公園	6・6・001	栃木県 総合運動公園	宇都宮市西川田2丁目 西川田4丁目 西川田6丁目 西川田7丁目 緑5丁目 今宮4丁目	約 71.1 ha	

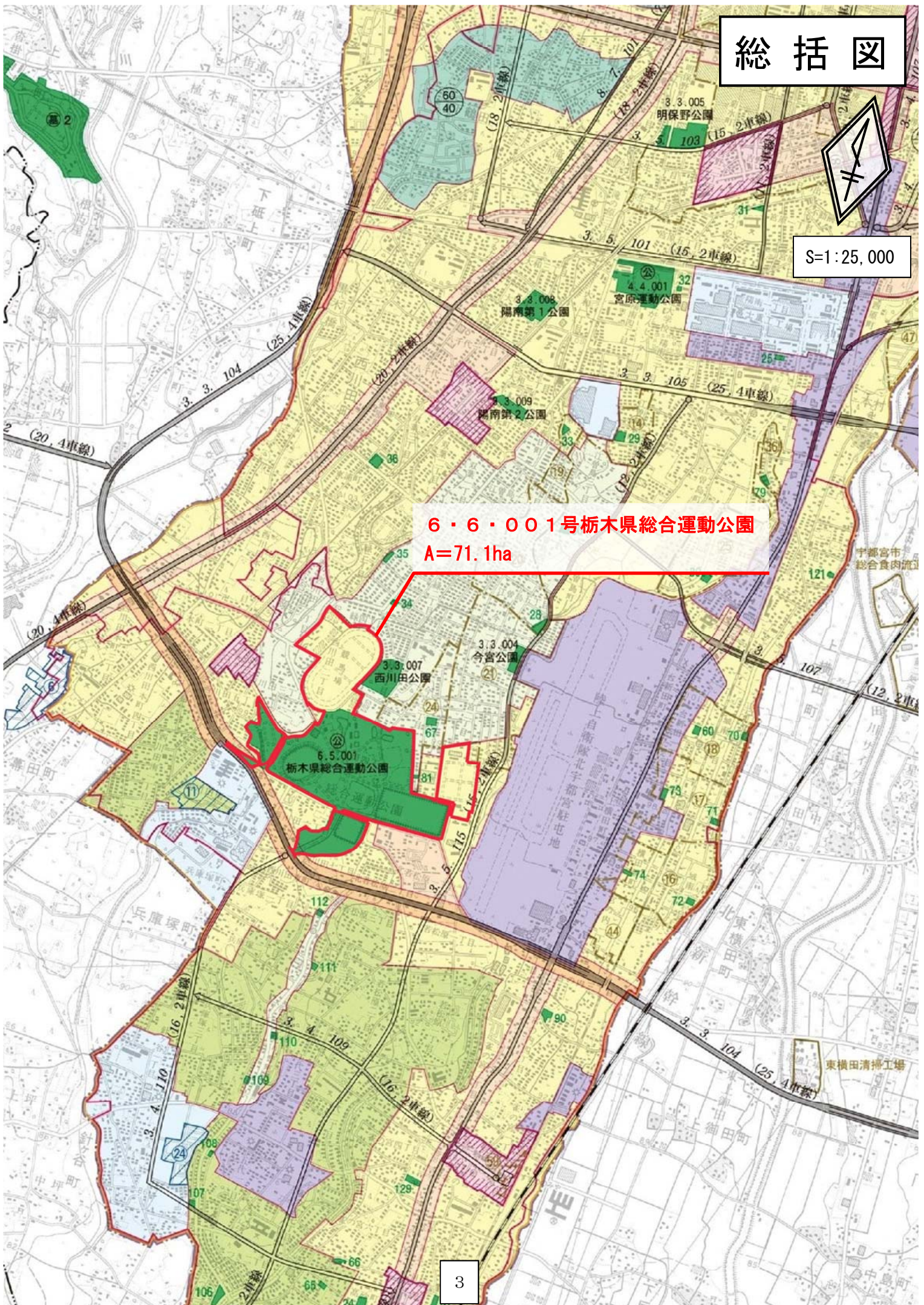
変更前

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
運動公園	6・5・001	栃木県 総合運動公園	宇都宮市西川田町	約 44.0 ha	

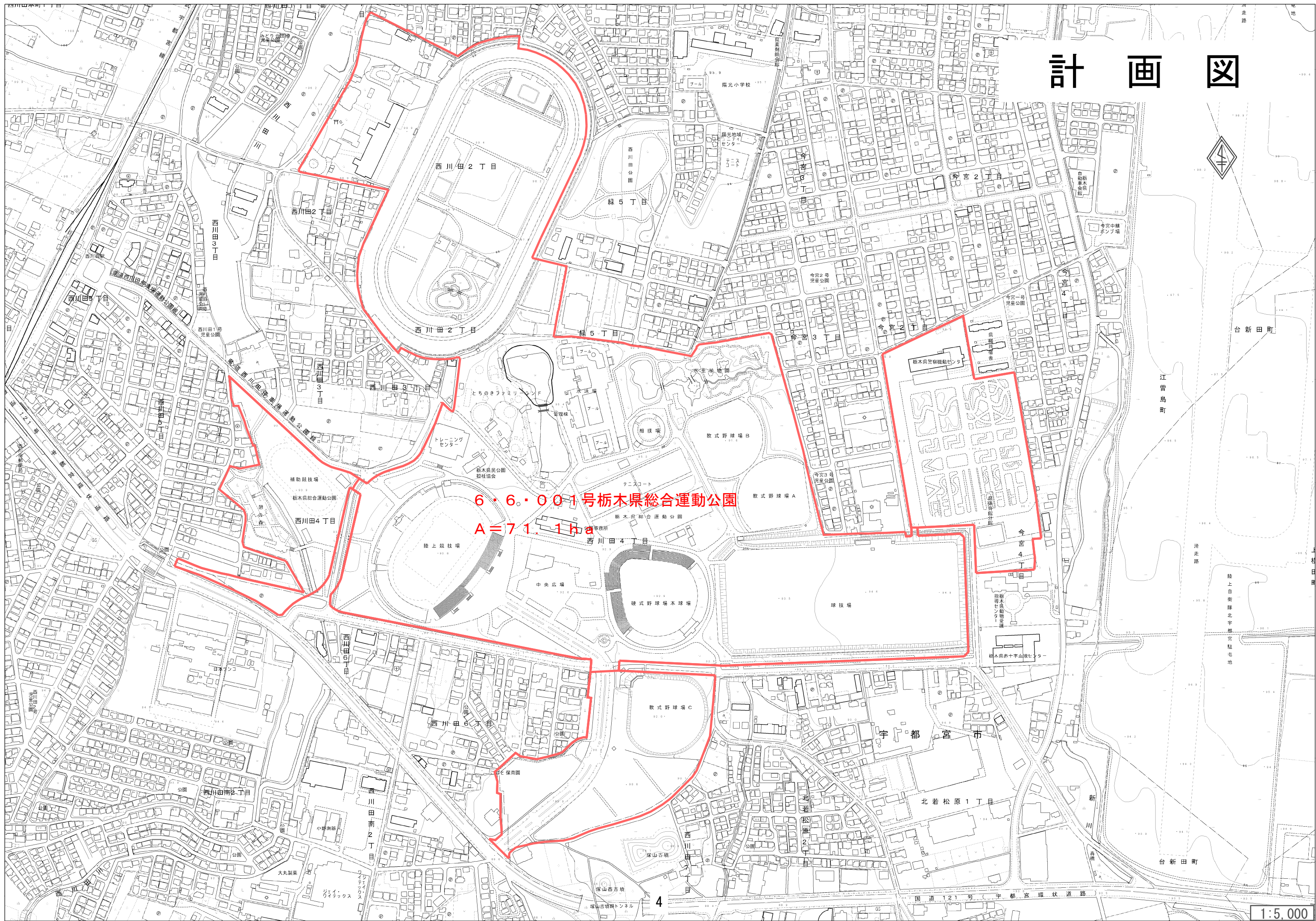
総括図

S=1:25,000

6・6・001号栃木県総合運動公園
A=71.1ha

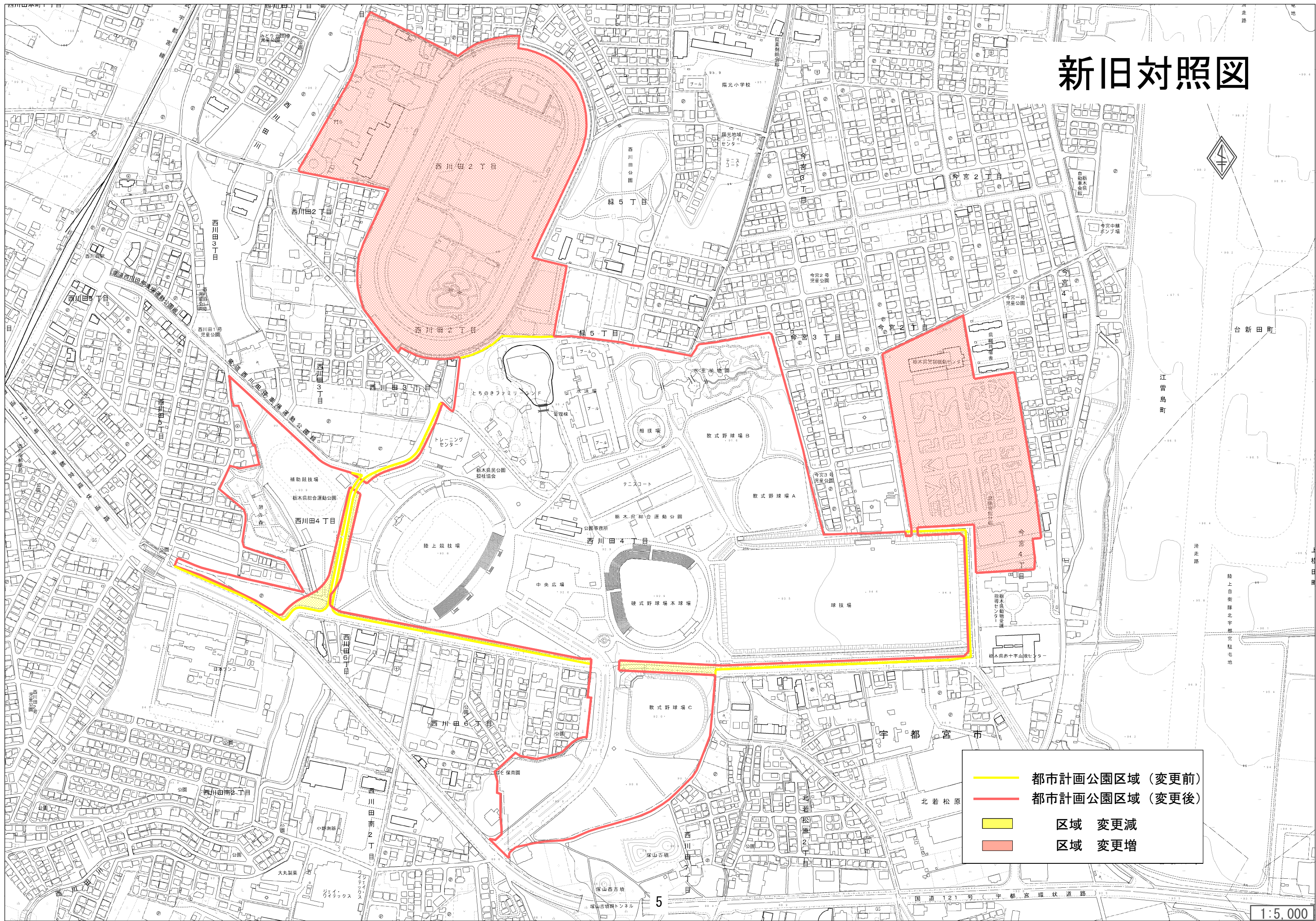


計画図



6・6・001号栃木県総合運動公園
A=71.1ha

新旧対照図



- 都市計画公園区域 (変更前)
- 都市計画公園区域 (変更後)
- 区域 変更減
- 区域 変更増

議案第1号 宇都宮都市計画公園の変更（栃木県決定）
（6・5・001号 栃木県総合運動公園）

議案第2号 宇都宮都市計画特別用途地区の変更（宇都宮市決定）
（栃木県総合運動公園スポーツ・レクリエーション地区）

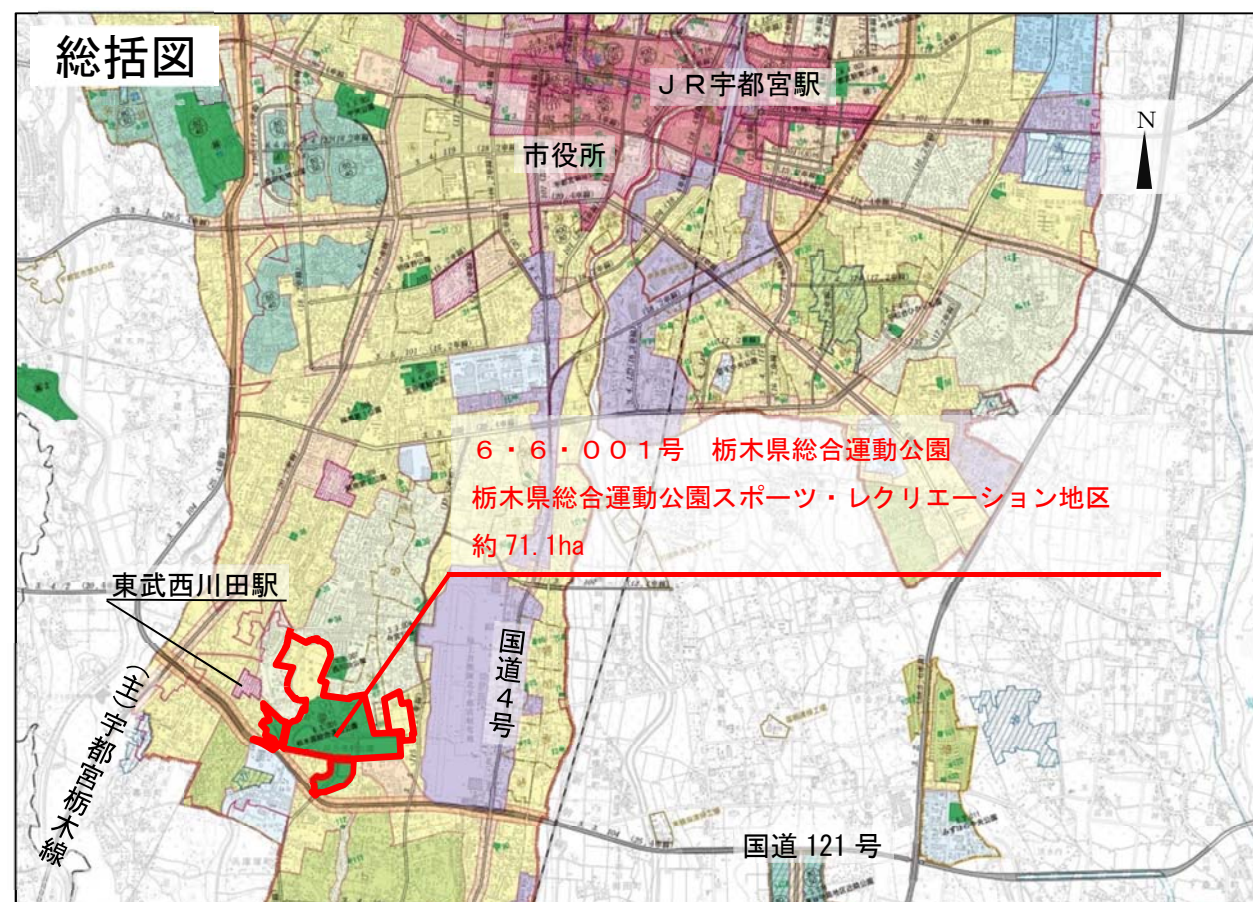
1. 栃木県総合運動公園の現況

都市計画公園6・5・001号栃木県総合運動公園は、都市計画道路3・3・104号外環状線（国道121号・宇都宮環状道路）に接し、東は1.6kmで都市計画道路3・4・107号宇都宮東京線（国道4号）に、西は1.4kmで都市計画道路3・4・1号宇都宮栃木線（主要地方道宇都宮栃木線・栃木街道）に連絡、東武宇都宮線西川田駅から東へ0.6kmに位置しており、隣接地に元うつのみや競馬場、元運転免許試験場などの県有地が存在している。

用途地域は、第1種住居地域及び準住居地域に指定しており、周辺は、戸建住宅や集合住宅などを中心とした住居系の土地利用が行われている。

また、栃木県総合運動公園は、昭和23年に都市計画決定され、区域面積や名称などについて6回の変更を経て現在に至っている。

長年にわたり、栃木県のスポーツの拠点としての役割を担ってきた栃木県総合運動公園内の各種施設は、昭和55年の「栃の葉国体」開催にあわせて整備され、開催から30年以上が経過した現在、老朽化や耐震性などの問題が生じている。



2. 上位計画などにおける位置づけ

宇都宮都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（H23. 11 栃木県）	西川田地区はスポーツ・レクリエーション拠点に位置付けられており、栃木県総合運動公園と隣接するうつのみや競馬場跡地を活用した新たな地域の顔として、利用者の利便性の向上に努めることとしている。
宇都宮市都市計画マスタープラン（H22. 4 宇都宮市）	うつのみや競馬場跡地について、隣接する栃木県総合運動公園との連携を考慮した機能導入を促進し、新たな地域の顔となるスポーツ・レクリエーション拠点の形成に努めることとしている。
総合スポーツゾーン全体構想（H26. 1 栃木県）	うつのみや競馬場跡地などの未利用地の有効活用や、公園内の運動施設の更なる機能の向上、プロスポーツを含めたトップアスリートに対する支援などの観点から、「県民に愛され、県民が誇れる、県民総スポーツの推進拠点」を基本コンセプトに、当地区を「総合スポーツゾーン」として位置づけ、さらなるスポーツの振興を図ることとしている。

3. 変更の理由

総合スポーツゾーンの実現に向け、隣接するうつのみや競馬場跡地などと一体となった整備を進めるため、宇都宮都市計画公園の区域の変更を行うものである。

また、県において、観覧場を有する運動施設などの建築を予定しているが、現在の用途地域ではそれらの施設が制限されていることから、周辺地域の住環境に配慮しながら、スポーツ・レクリエーション拠点の形成にふさわしい一定の施設について、用途制限を緩和する特別用途地区として、栃木県総合運動公園スポーツ・レクリエーション地区を定め、宇都宮都市計画特別用途地区の変更を行うものである。

用途地域の制限（建築基準法第48条）

用途地域	観覧場及び公園施設の建築できる規模
第一種住居地域	観覧場は建築不可、公園施設は3,000㎡以下
準住居地域	観覧場は200㎡未満、公園施設は上限なし

4. 都市計画の変更

宇都宮都市計画公園

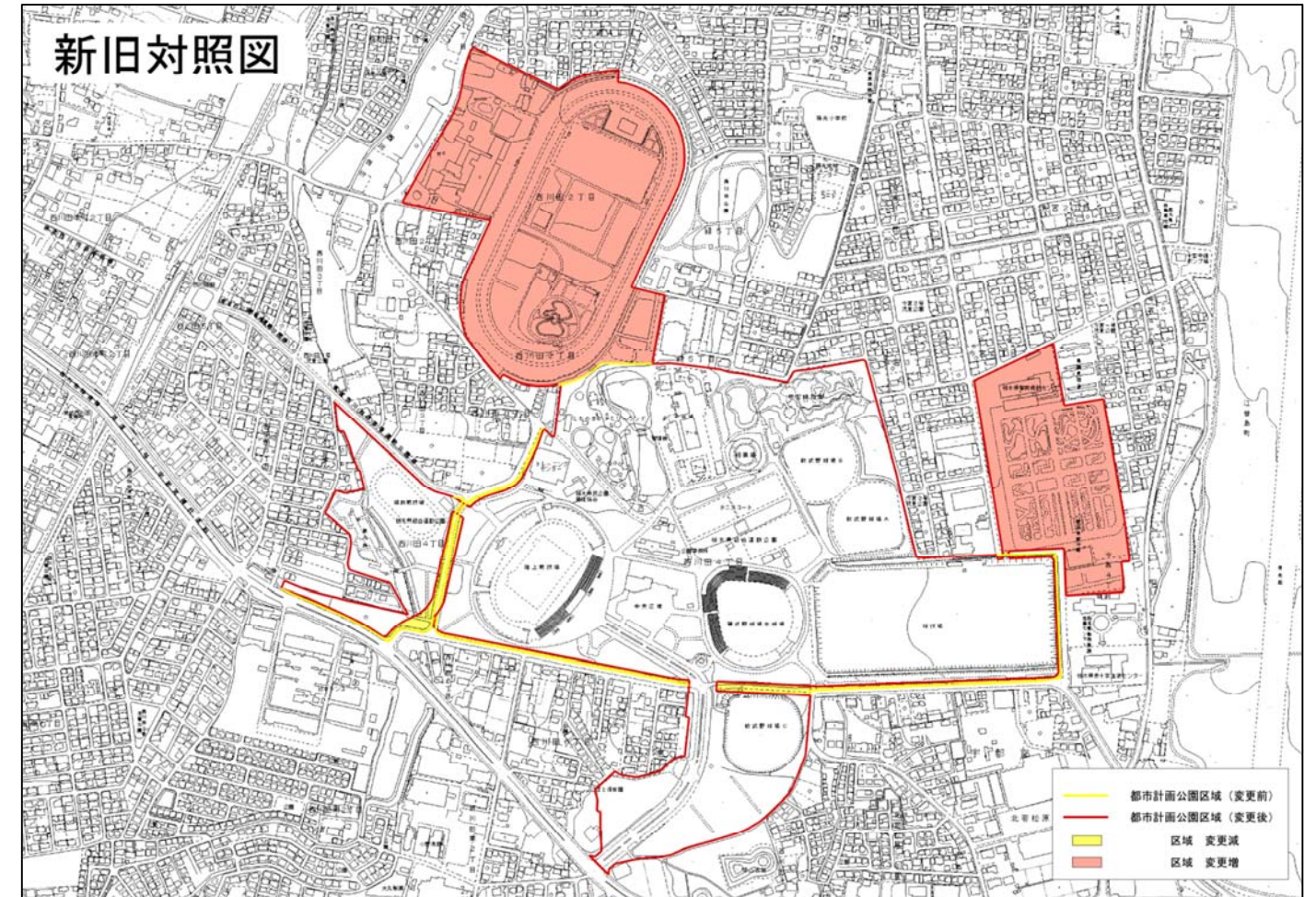
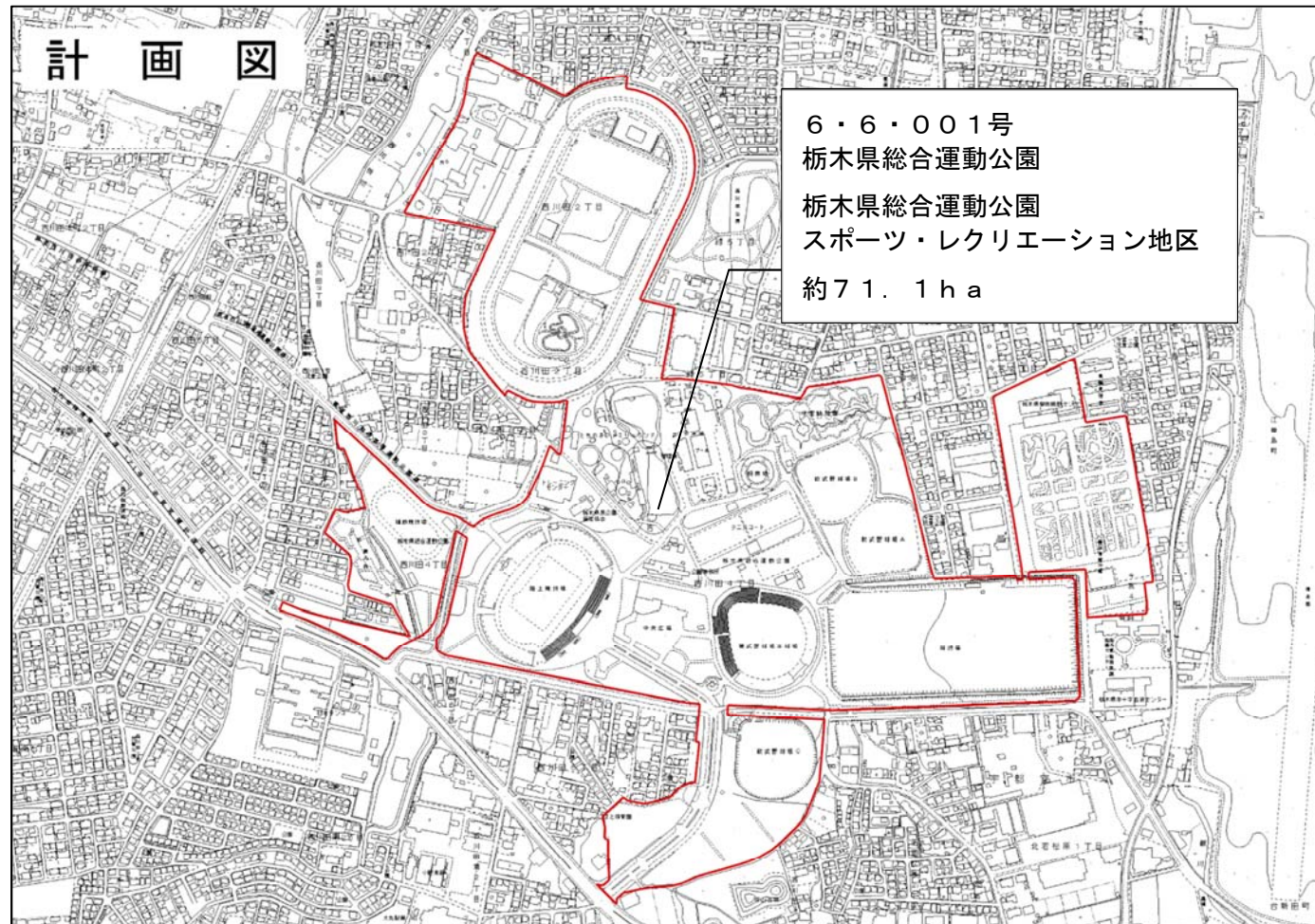
現栃木県総合運動公園の区域に、公園に隣接するうつのみや競馬場跡地などの県有地の区域を追加する。これにより、公園面積が約71.1haとなることから、名称を6・6・001号栃木県総合運動公園に変更する。

	種別	名称		位置	面積
		番号	公園名		
変更後	運動公園	6・6・001	栃木県 総合運動公園	宇都宮市西川田2丁目 西川田4丁目 西川田6丁目 西川田7丁目 緑5丁目 今宮4丁目	約71.1ha
変更前	運動公園	6・5・001	栃木県 総合運動公園	宇都宮市西川田町	約44.0ha

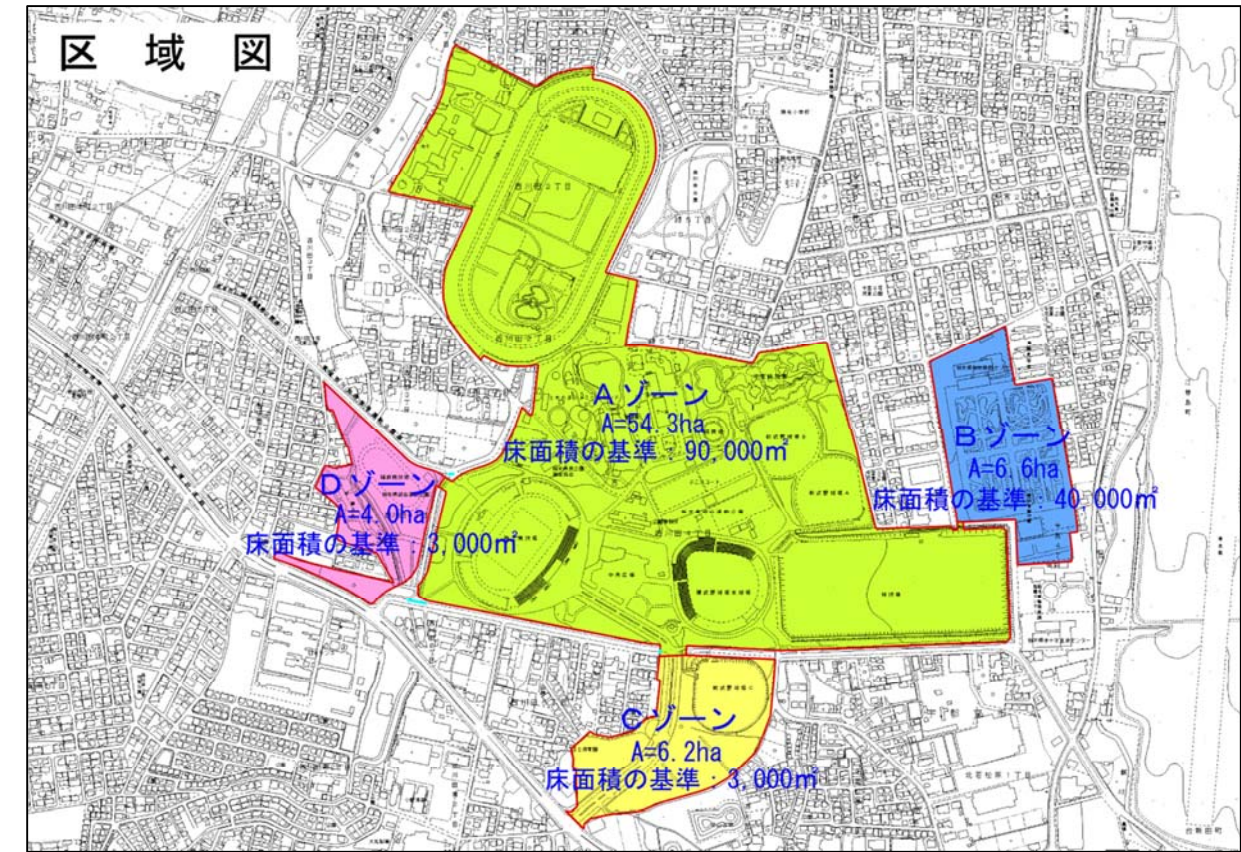
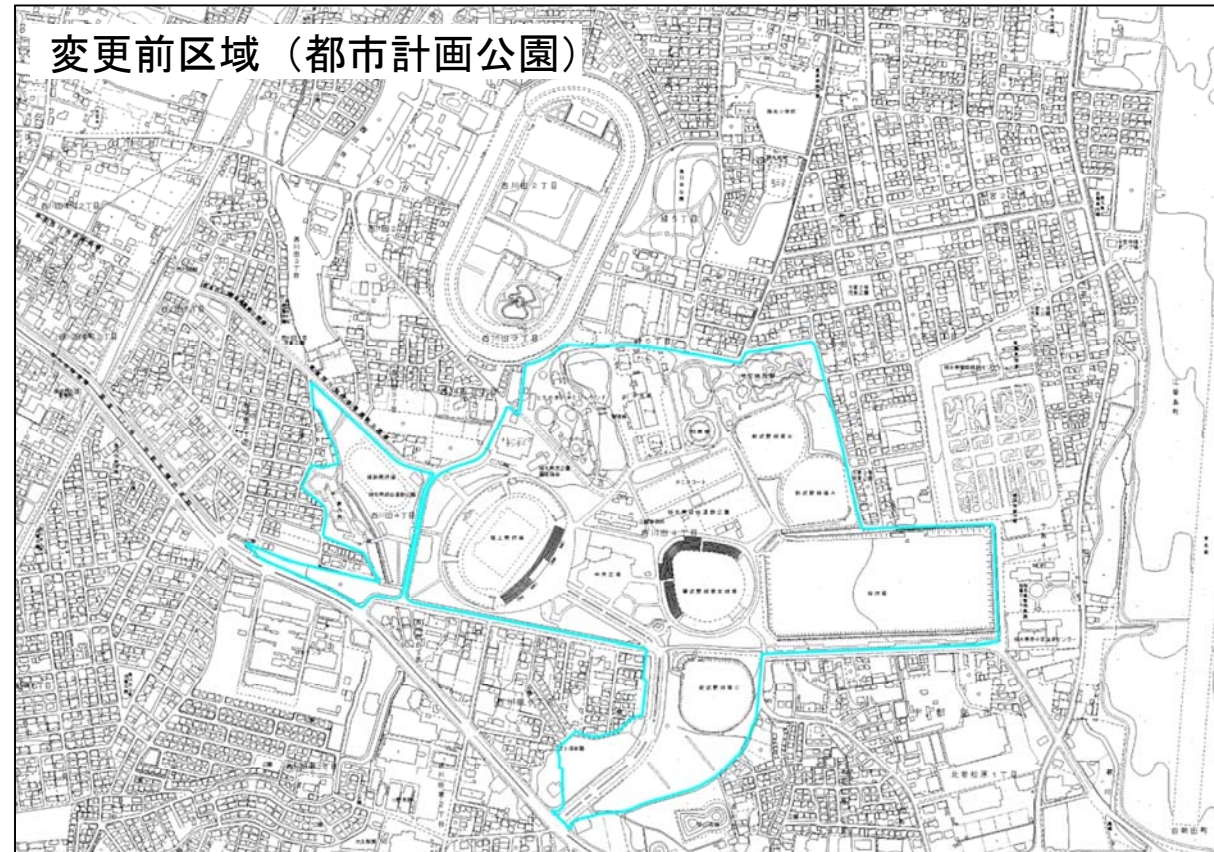
宇都宮都市計画特別用途地区

宇都宮都市計画特別用途地区に指定されている間屋町特別業務地区に加え、当地区を栃木県総合運動公園スポーツ・レクリエーション地区に指定し、運動施設に付帯する観覧場と公園施設に限り、用途地域の制限（建築基準法第48条）を緩和する。

種類	内容	区域の区分
栃木県総合運動公園 スポーツ・レクリエーション地区 (約71.1ha)	次に掲げる建築物について、用途地域の制限（建築基準法第48条）を緩和する。 1 観覧場（運動施設に付帯するものに限る。） 2 公園施設（都市公園法第2条2項に規定するものをいう。） ※各区域における緩和の基準は「宇都宮市特別用途地区建築制限緩和条例」による。	Aゾーン 54.3ha
		Bゾーン 6.6ha
		Cゾーン 6.2ha
		Dゾーン 4.0ha



5. 参考図



※宇都宮市特別用途地区建築制限緩和条例及び同条例施行規則において、観覧場及び公園施設については上図の床面積の基準内で建築基準法48条を緩和する。

